

指定管理施設の利用料金の見直し（案）について

1 趣旨・目的

現在、指定管理施設の利用料金設定において指定管理者の裁量が限定的となっており、柔軟な料金設定、利用者ニーズや市場の変化への即応が難しい状況になっているところ です。

指定管理者の創意工夫を最大限に活かした施設運営を図り、施設の収益力を向上させることにより、施設の魅力向上や利用者サービスの向上を図ってまいりたいと考えています。

2 改定の方 向性

【現行の規定】

利用料金は、使用料に0.8以上1.2以下の乗率を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

±20%の裁量幅

↓

【改正案】

利用料金は、使用料に0.5以上1.5以下の乗率を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

±50%の裁量幅

3 見込まれる効果

時間帯別料金や、平日、土日、繁忙期など、期別の料金、学生割、シルバー割などのターゲット別の料金などが、指定管理者側の裁量幅の拡大により、利用者のニーズに応じて、より効果的に設定可能になることにより、施設の魅力向上を図ることで、利用者満足度向上、収益向上、行政運営効率化が見込まれます。

4 指定管理制度導入施設と利用料金等

施設名	年間利用料金	主な利用料金
(1) 湯河原町スポーツ施設 指定期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日		
① 海浜公園テニスコート	420 万円	町内 1 面 1 時間 800 円 町外 1 面 1 時間 1,200 円
② 総合運動公園多目的広場	50 万円	町内 全面 1 時間 2,000 円 町外 1 面 1 時間 4,000 円
③ 総合運動公園パークゴルフ場	440 万円	15 歳以上 1 回 200 円
④ 総合運動公園弓道場	30 万円	町内 個人利用 3 時間 200 円 町外 個人利用 3 時間 400 円
⑤ ヘルシープラザ	520 万円	町内 個人利用 15 歳以上 1 回 200 円 町外 個人利用 15 歳以上 1 回 400 円
⑥ 町民体育館	210 万円	本町等 個人利用 15 歳以上 全面 200 円 上記以外 個人利用 15 歳以上 全面 400 円
(2) こそめの湯 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日		
	4,640 万円	午前 9 時から午後 7 時までに入場 町内 15 歳以上 1 回 500 円 町外 15 歳以上 1 回 1,100 円
(3) 万葉公園周辺広場 指定期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日		
	10 万円	イベントテラス 町内 1 区画 1 時間 180 円 町外 1 区画 1 時間 360 円

5 スケジュール（案）

- 6 月 条例案を議会上程
- 7 月 指定管理者選定委員会の開催（次期導入施設、仕様書の決定）
- 8 月 次期指定管理者の公募等開始
- 9 月 指定管理者選定委員会の開催（応募状況の報告、選定方法の決定）
- 10 月 指定管理者の選定、指定管理者候補者の決定
- 12 月 指定管理者指定議案上程
- 令和 8 年 3 月 協定書調印
- 4 月 指定管理業務開始